

陳 情 書 等

件 名

人事院への『給与制度のアップデート』にかかる上
申をもとめる陳情書

2024 年 5月27日 提出

宇治市議会

議長 松峯 茂 様

〒

京都国家公務員労働組合共闘会議

議長 新庄 義弘

TEL

FAX

人事院への『給与制度のアップデート』にかかる 上申をもとめる陳情書

つね日頃より宇治市民のいのちとくらしを守り、発展させる施策にご尽力をいただき感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

さて、人事院は、今夏に示す『人事院勧告』において、今後の国家公務員にかかる人材確保や勤務環境の整備とともに、公務員の『定年延長』に伴う給与水準などを措置するためとして『給与制度の整備（アップデート）』を図ることを表明し、その具体的な検討がすすめられています。

その検討事項の中には『地域手当の大きくくり化』と題して、地方自治にも適用されている『地域手当』支給率の見直しが含まれています。

現行の京都の公務職域における『地域手当』の取り扱いについては、後述のとおり、明らかに歪められた解釈により、低く抑えられており、今回の見直し如何によっては改悪されることが懸念されるものです。

つきましては、本件趣旨をご理解いただき、ご議論と関係機関への働きかけ・ご対応を切に求めるものであります。

記

1. 陳情趣旨、及び、理由について

2014 年の人事院勧告で地域手当（一般職の職員の給与に関する法律（平成 17・法 113）第 11 条の 3）の見直しが図られ、勤務官署の所在地の違いにより最大 20%もの賃金格差が生じています。

当時、人事院は『当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する』として、その検討材料に厚生労働省がとりくむ賃金構造基本統計調査（以下、『賃構』という。）の集計データを用いて支給率を決定しました。

しかし、実際に『賃構』により決定される地域別の最低賃金の額と地域手当の支給率は乖離しており、加えて、各都市の物価については大差が無いにも関わらず大企業が集中する都心部、及び、近郊などの賃金が高く評価され、中小企業が多くを占める地方との格差を広げる結果となっています。正に都心・都市部に人材を引き寄せるための取り扱いと言わざるを得ません。

行政区	地域手当の 支給率**	現在の 最低賃金の額
東京 23 区	20%	1,113 円
大阪市	16%	1,064 円
名古屋市	15%	1,027 円
神戸市	12%	1,001 円
京都市	10%	1,008 円
京田辺市	12%	1,008 円
長岡京市	15%	1,008 円
宇治市 他	6%	1,008 円

左表のとおり、同じ賃金調査の結果を用いながら、京都市と神戸市への適用される金額や支給率が逆転しており、公正性が歪められているものと言えます。

また、地域の企業活動が活発・高益況ある地域（特に『豊田市』16%など）に手厚く対応しており、政令指定都市（京都市）よりも『長岡京市』に多く支給されるなど、いびつな地域間格差が生じています。

2014 年の人事院勧告で示された『京都市』への地域手当の支給率は、当初『8%』相当と示唆され、激変緩和措置として『10%維持』されたと言われています。

現況、コロナ禍を経て、昨今の物価高騰に伴い、地域の企業は疲弊しています。

とりわけ、京都の地域経済は、伝統・地場産業から観光事業、特にインバウンド産業へと移行しており、かつての活気ある経済力を取り戻した、とは言い難く、そんな中で近年の『賃構』を用いた賃金センサスで肅々とすすめられると、京都市における現行『10%』からの引き下げは避けられない状況にあることは明白です。

加えて、国政をみると、少子化対策や能登復興施策の遅延など、国民からの批判は収まらず、その財源捻出に向けて、今年の給与勧告の内容によっては東日本大震災の復興対策費用にかかる捻出として強行した議員立法による公務員給与の引き下げや地方自治への交付金削減などを再び発動されることが危惧されます。そのためにも地域手当の支給率引き上げは切実なものとなっています。

先般、有識者でつくる人口戦略会議は、2050 年までに自治体の4割が消滅する可能性を、府下では笠置町など9市町村が『消滅』する見通しを公表しました。労働者は『通勤手当は非課税で満額支給される』ことを理由に他府県への移住や就労場所の移行をすすめています。

地域手当制度は、地域の民間賃金水準から規定されるだけでなく、地域の企業の賃金水準や地域経済にも深く影響を与える相互作用関係にあるため、公務員賃金のなかで地域間格差を設けることは、地域経済の活性化（政権与党においては『地方創生』政策）に逆行する制度であり、魅力ある京都を取り戻すため、また、人材確保の観点からも地域手当の支給率や最低賃金の引き上げは不可欠であると考えます。

2. 陳情項目について

『宇治市、並びに、京都府の地域手当にかかる支給率の引き上げを実施すること』を人事院に対して意見を挙げていただきますよう、お願いいたします。

以上